財務費用	322		
雑損	705		
臨時損失	4,186	7,856,453	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 1,944,504		
入学料収益	△ 328,671		
検定料収益	△ 82,782		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料）	△ 100,834		
特許権見返運営費交付金等戻入(授業料)	△ 201		
受託研究等収益	△ 430,674		
受託事業等収益	△ 7,872		
寄附金収益	△ 158,399		
資産見返寄附金戻入	△ 147,042		
受取利息	△ 3,107		
有価証券利息	△ 4,508		
その他の財務収益	△ 9		
財産貸付料収入	△ 25,201		
入場料収入	△ 631		
講習料収入	△ 73		
版権料・特許料収入	△ 198		
手数料収入	△ 171		
延滞金収入	△ 9		
その他の雑益	△ 30,732	△ 3,265,617	
業務費用合計			4,590,836
Ⅱ　損益外減価等償却相当額			
損益外減価償却相当額	729,367		
損益外固定資産除却相当額	0		729,367
Ⅲ　引当外賞与増加見積額			△ 8,939
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			203,868
Ⅴ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	9,670		
政府出資の機会費用	370,509		380,178
Ⅵ　国立大学法人等業務実施コスト			5,895,309

㈱　国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額は517千円。

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）を適用して、財務諸表を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、運営費交付金のうち、国立大学法人京都工芸繊維大学業務達成基準取扱要領に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～42年
工具器具備品	２～15年
船舶	２年
車両運搬具	２～５年

なお、受託研究等収入及び受託事業等収入により購入した償却資産については、当該契約期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却している。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金による財源措置のない教職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。また、運営費交付金により財源措置がなされる役職員の賞与については、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされる役職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給付の額を控除して計上している。

５．徴収不能引当金の計上基準

学生納付金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）